

令和 4 年度 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議・実務者会議について

日 時：令和 4 年 8 月～令和 5 年 1 月

開催方法：書面会議

協議・照会事項 1

件名：1. 移行期の「支援の途切れ」防止【新サポートノートえいぶるの活用について】

提案機関：沖縄県発達障害者支援センターがじゅま～る、障害福祉課

【内容】

- ①各関係機関で把握している活用の好事例があれば教えて頂きたい。
- ②関係機関で考えられるえいぶるの普及、活用方法、課題等についてご意見を伺いたい。

【提案理由】

発達障害者の支援において、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期など、ライフステージの移行期に本人の特性や支援の状況がうまく引き継がれず、支援が途切れる課題がある。ライフステージを通じて一貫した支援が切れ目なく続くよう、市町村では連携について協議の場を開くことが徐々に行われているが、新サポートノートえいぶるの普及については、当センターにて実施しているアンケート（令和 3 年度新サポートノート「えいぶる」に関する調査）より「活用方法がよくわからない」「記入が難しい」などの声が寄せられている。そのため、具体的な活用場面や記入方法等を例示する動画も作成したところであるが、各関係機関でのえいぶる活用の好事例や、えいぶるの普及に向けた意見を伺いたい。

※回答対象：教育委員会を除く構成機関

【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

福祉事務所

- 放課後デイなどの職員向け研修を実施しているが、参加者が増加しない。
- 学校行事などの年間計画は前年度で計画されるため、学校ではえいぶるノートの研修を当該年度内で計画することが難しい。また、年度ごとに担当替えがあるため、各学校での定着が難しい。
- えいぶるの研修後のアンケートで「全児童・生徒の保護者への周知が必要」「母子手帳・親子手帳と同様に全ての親子が利用できる内容にしてはどうか」との意見が出ている

児童相談所

- 「えいぶる」にて支援の方法等がわかると、障害をもつ児童を一時保護したり、在宅支援する際に非常に参考になると考えています。
- 対応している児童に発達の問題があり、支援出来る機関を探すのに役だった。

地域保健課

- 就学時などの節目や、支援を受けるための診断書作成依頼が課題となっていることについて、「えいぶる」を活用して引継ぎ等を実施することで、解決出来ることも多いのではないかと

協議・照会事項 2

件名：専門医療機関の診療待ちの長期化について

提案機関：沖縄県発達障害者支援センターがじゅま〜る、障害福祉課

【内容】

発達障害の診断書が提出される関係機関において、以下について伺いたい。

- ① 発達障害の診断書の提出は要綱や規程上必須かどうか
- ② 必須ではないが提出される場合はどのような場合か
- ③ 必要以上に診断書を求めることがないよう考えられる改善策について

【提案理由】

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画では支援やサービスを実施する際、不必要に診断書を求めることが専門医療機関の診療待ちが長期化する要因として挙げられている。昨年度実施した市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査では（現在修正中）、各市町村関係機関にて実施する福祉サービス、支援等で発達障害の診断を求める場合があるとの回答が半数以上であった。発達障害の診断書が提出される関係機関において、①発達障害の診断書の提出は要綱や規程上必須かどうか、②必須ではないが診断書が提出される場合はどのような場合があるのか、③また必要以上に提出を求めないよう関係機関において対応可能な改善策はあるかご教示頂きたい。

※回答対象：全構成機関

【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

子育て支援課

<私立幼稚園>

私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れる場合、その幼児のための特別支援教育に要する経費に対し、補助金を交付している（私立幼稚園等特別支援教育補助金）。診断書については、交付要綱に定める補助対象要件を満たすか確認するための書類の一例として示している。診断書以外の書類等により障害の種類や程度、教育上特別な配慮を要するとする理由が確認できる書類（専門的な知見を有する者が策定又は関与しその専門的知見により障害の種類や程度、教育上特別な配慮を要するとする理由等の記載がある判定書や個別支援計画等）の提出があれば、診断書は必須としていない。

<放課後児童クラブ>

放課後児童クラブで障害のある児童を受け入れる場合、運営費への補助（国庫補助）に付随する事業として、職員人件費を追加措置できる「障害児受入（強化）推進事業」を実施している。同事業の実施にあたっては、児童が各手帳等を所持していない場合、「医師」に加えて「児童相談所や発達障害者支援センター等公的機関の意見等」を柔軟に活用することとしており、手帳所持や医師の診断に限定した取り扱いは行っていない。

<認可外保育施設>

令和5年度以降、新たな取り組みとして、障害児保育を実施する認可外保育施設に対し、保育従事者加配支援を実施することを検討している。支援の要件が満たされているか、確認方法として、前述の私立幼稚園や放課後児童クラブの事例を参考に予定である。

福祉事務所

発達障害の診断書の提出を要求している事務は障害児福祉手当支給事務のみである。当該事務の状況は以下。

- ① 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の規定に基づき、手当受給資格

の認定請求の際、また、再認定の際に所定診断書の提出を求めており、原則必須である。

② 療育手帳所持者（A判定のみ）の場合は、診断書の提出が不要となる場合があるが、再認定の際には診断書の提出を求めることがある。

② 法令による規定のため、当該事務において改善策を示すことは困難である。

雇用政策課

①当課で実施している職場適応訓練を受ける音ができる発達障害を含む精神障害者は、法令により「手帳の交付を受けている者又は統合失調症、そううつ病等にかかっている者」と定められていることから、対象者確認のための手帳又は診断書は必須である。

県立学校教育課

①特別支援学校（5障害）への就学・転学の際には、診断書の提出を求めておりますが、発達障害については特別支援学校対象ではないため、診断書の提出は求めておりません。

②特別支援学級・通級について、診断書の提出の有無については各市町村教育委員会の判断によって分かれているところです。市町村によっては特別支援学級入級等の際の提出資料に診断書が含まれている場合があります。

③就学の説明会等において、診断書だけでなく、教育支援委員会における検査結果や、本人及び保護者の意見、実態把握、医師の意見等を含めて総合的に判断を行うものであることを各市町村の教育委員会と確認を行っております

協議・照会事項 3

件名：教育現場での新サポートノートえいぶるの活用について

提案機関：沖縄県発達障害者支援センター、障害福祉課

【内容】

- ① 教育現場での移行支援では、どのような課題があるか
- ② えいぶる活用について好事例があれば教えて頂きたい
- ③ 教育現場でのえいぶるの活用、普及において課題と思われることについて

【提案理由】

就学時期、小学生から中学生への移行期、中学卒業時などに移行支援が必要とされ、その際にえいぶるの活用が期待されるが、実際に活用されることは少ない（市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する調査）。

えいぶるの普及に向けて、教育現場での移行支援の課題、えいぶるの使用状況を伺い、次期発達障害者支援計画へ反映させていきたい。

※回答対象：総務私学課、県立学校教育課、義務教育課

【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

県立学校教育課

- 児童生徒についての引き継ぎの際に、引き継いだ教員が必ずしも次年度いるとは限らない為、情報共有が十分に伝わらないときがある。また、引き継ぎに十分な時間がとれない時がある。
- 保護者からえいぶるを使って情報提供があったことや、前年度からの成長している点や今年度気をつけていきたい点なども同時に確認することができた
- 小・中学校においては個別の教育支援計画を活用しているため、えいぶるを改めて作成することまでは行っていないとの声もある。

報告事項 1

件名：子どもの心の診療ネットワーク会議からの報告

提案機関：地域保健課

【内容】

- ・発達障害や児童虐待など様々な子どもの心の問題に対応するため、関係機関との連携した支援体制の構築を図ることを目的として実施する子どもの心の診療ネットワーク事業において、県内の子どもの心の診療体制に関する課題を共有し、協議する場として、令和3年度から「子どもの心の診療ネットワーク会議」を開催している。
- ・本会議において、医療現場では、教育や福祉等から診断書作成を目的とした受診が多いことにより業務圧迫があり、診療待ちにつながっているとの意見が多数あることから、支援を受けるための診断書作成に係る行政手続きについて、見直し等改善策を検討してほしいという要望があったため、報告する。

【提案理由】

- ・医療現場の医師達からは、市町村によって診断書の依頼や活用に差があり、診断書の必要性について疑問があることや、診断書発行や診断書発行のための検査等は自費となり家族の負担が大きいことを行政が認識しているのか疑問だという意見があった。また、医療機関勤務の心理士は、医療に必要な検査で手一杯であり、診断書発行のための検査まで手が回らない現状があるため、福祉や教育で発達検査が必要であれば、医療機関を受診しなくとも市町村等行政で発達検査の実施が可能ではないかという意見もあった。
- ・障害児の通所支援や療育、障害児保育、教育支援等様々な場面で診断書の作成依頼があるが、児童精神科医や小児科医を主なメンバーとした同会議で、支援を受けるための診断書作成に係る行政手続きについて、見直し等改善策を検討してほしいという要望があったため。